

資料1

一級河川指定等説明資料

平成23年2月

一級河川指定等関係公文書（写）



国河政第74号
平成23年1月7日

社会資本整備審議会会長
福岡 謙二 殿

国土交通大臣
馬淵 澄夫



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

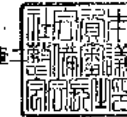
標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）
第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更を行いた
いので、同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の意見を求め
る。



国社整審第19号
平成23年1月13日

河川分科会
分科会長 福岡 謙二 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 謙二



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について（付託）

平成23年1月7日付国河政第74号により当審議会に諮問され
た河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、社会資本整
備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会
に付託します。

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

一級河川指定等(案)の概要

1 平成21年4月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,051河川
河川延長	87,958.1km

2 今回の一級河川指定等(案)

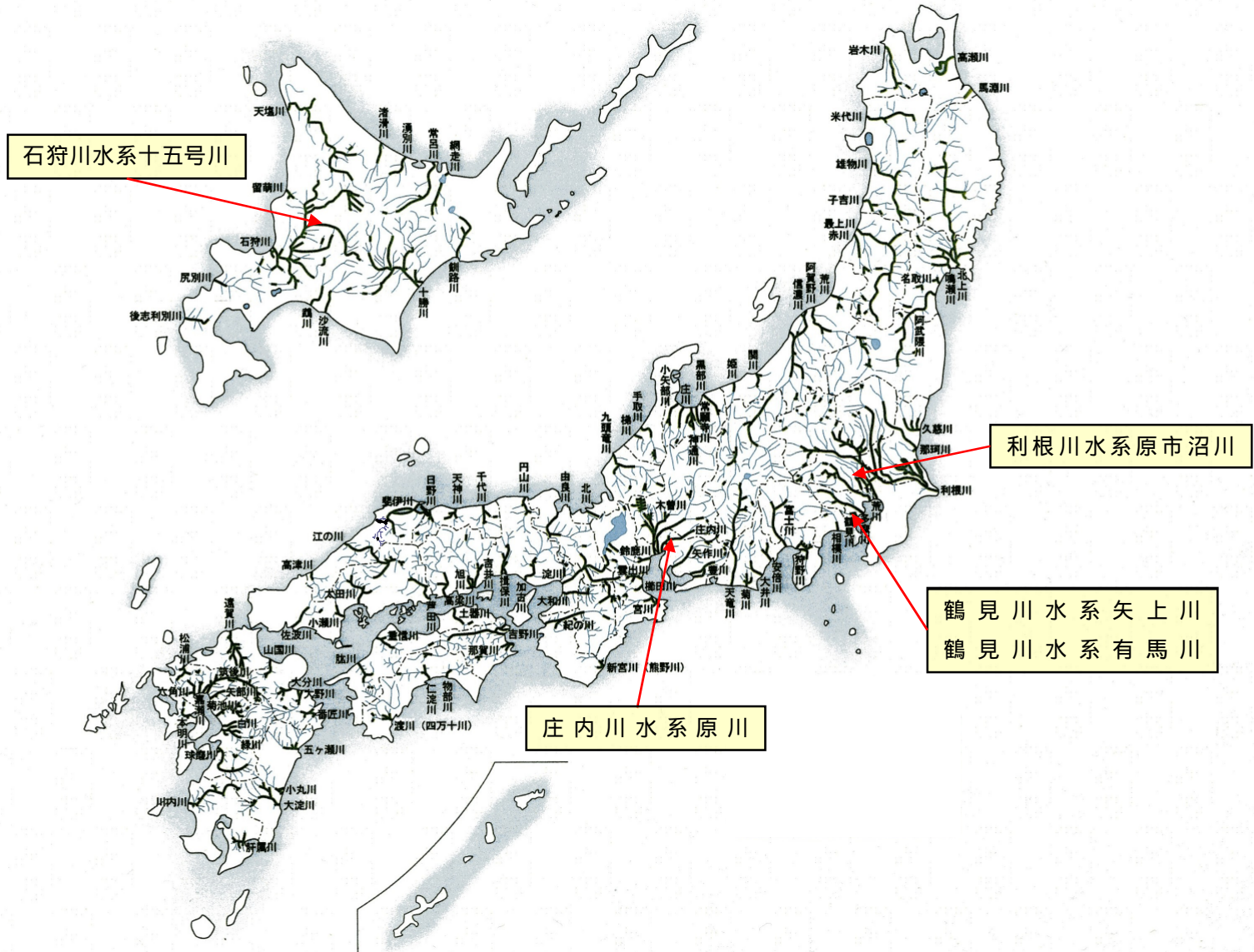
(1) 新規指定	2河川	2.7km
(2) 変更減	1河川	0.2km
(3) 変更増	2河川	1.7km

合計	5河川	4.2km
----	-----	-------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,053</u> 河川
河川延長	<u>87,962.3</u> km

一級河川指定等(案)の全国位置図



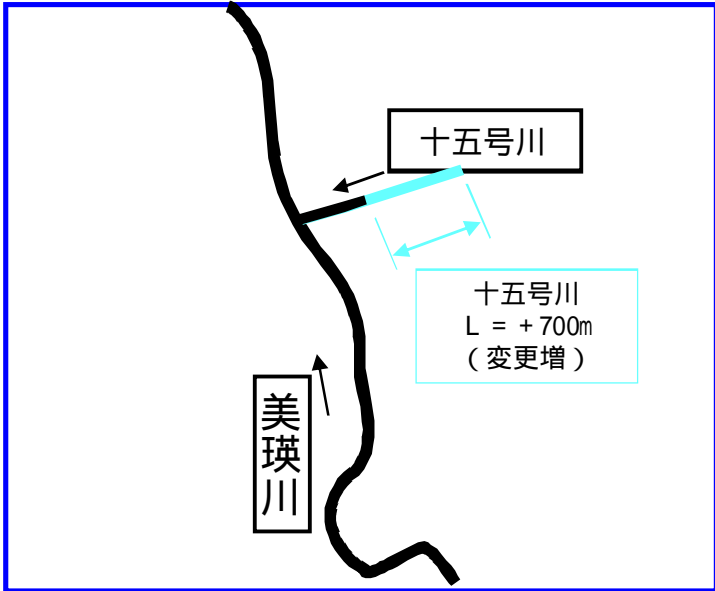
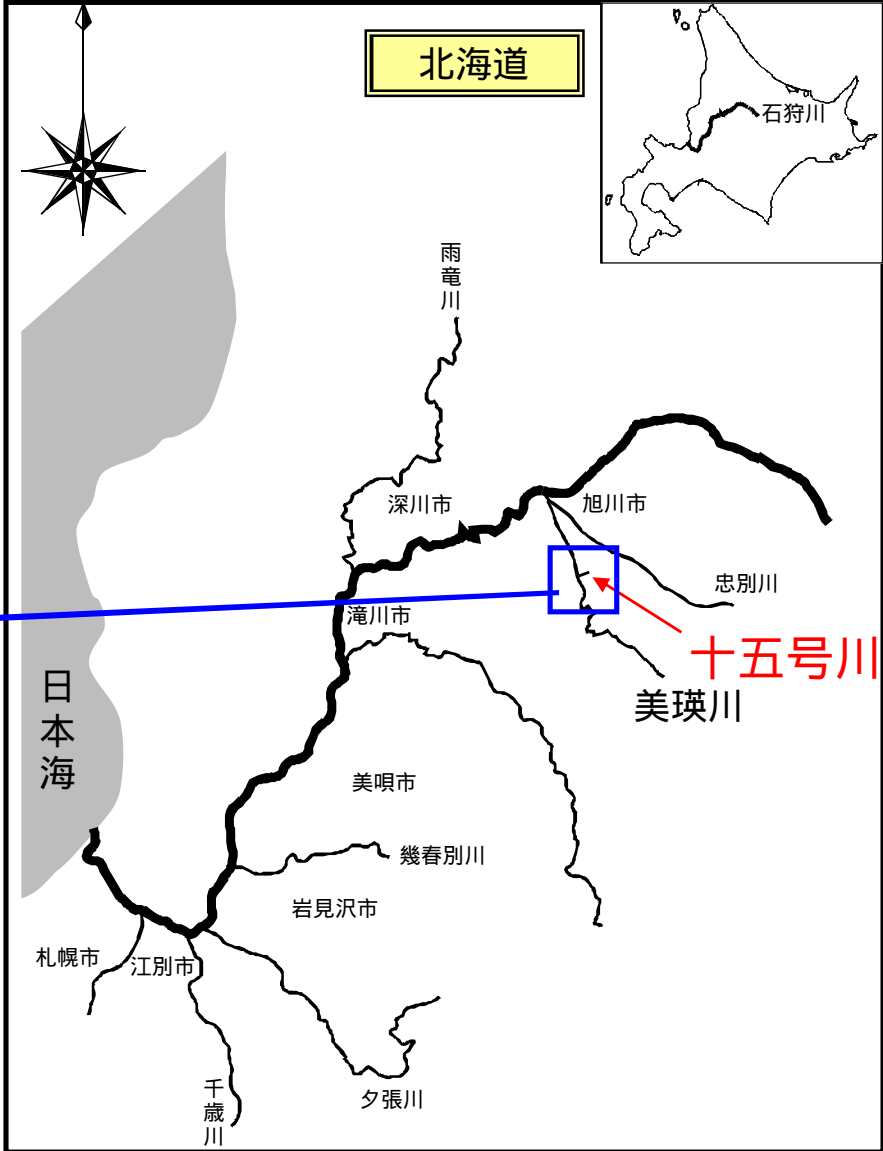
一級河川指定等(案)一覧表

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)				指定等の理由
				新規	変更		廃止	
					増	減		
イシカリガワ 石狩川	ジュウゴゴウ 十五号川	北海道 (旭川市)	区間延長		(1.1) 0.7			総合流域防災事業により、流域内で浸水被害が生じている十五号川において、河道掘削、護岸整備等の治水事業を平成22年度より行うことから、その対象区間について一級河川として指定。
トネガワ 利根川	ハライチヌマ 原市沼川	埼玉県 (上尾市・伊奈町)	新規指定	2.5				中川・綾瀬川ブロック河川整備計画に基づき、総合治水対策特定河川事業により、流域内で浸水被害が生じている綾瀬川の支川原市沼川において、河道掘削、護岸整備等の治水事業を平成23年度より行うことから、その対象区間について一級河川として指定。
ツルミ ガワ 鶴見川	ヤガミ 矢上川	神奈川県 (川崎市)	区間延長		(7.8) 1.0			鶴見川水系河川整備計画に基づき、総合治水対策特定河川事業により、鶴見川の支川矢上川及び有馬川において、地下調節地の整備を平成23年度より行うことから、その対象区間について一級河川として指定。
	アリマ 有馬川	神奈川県 (川崎市)	新規指定	0.2				
ショウナガワ 庄内川	ハラ 原川	愛知県 (小牧市)	区間縮小			(2.9) 0.2		原川全体計画に基づき、小牧市尾張北部都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業の施行に伴い河川改修工事が完了したため、原川上流の位置を変更。

(注) ()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

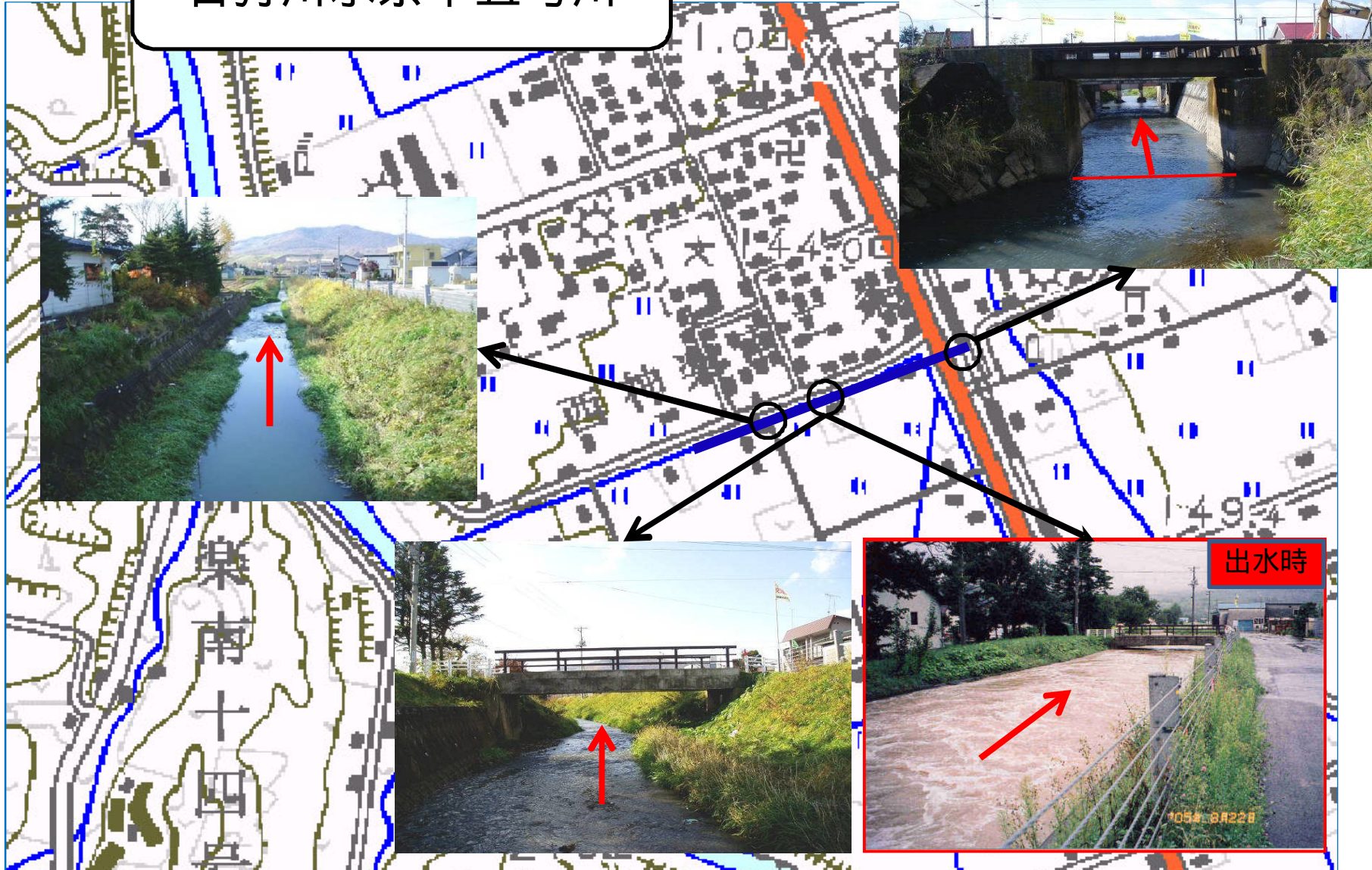
石狩川水系略図（十五号川）

河川指定等の概要
 石狩川水系十五号川は、美瑛川合流点から400mまでが一級河川であり、その上流は準用河川である。
 上流の準用河川の河道は流下能力が小さく、平成10年、13年、17年、18年に市街地及び農地が浸水被害を受けている。特に18年は、浸水面積3ha、浸水家屋6戸の被害が発生し、事業の緊急性が高まったことから、北海道が河川整備を行うべく、一級河川を変更増するものである。





石狩川水系十五号川

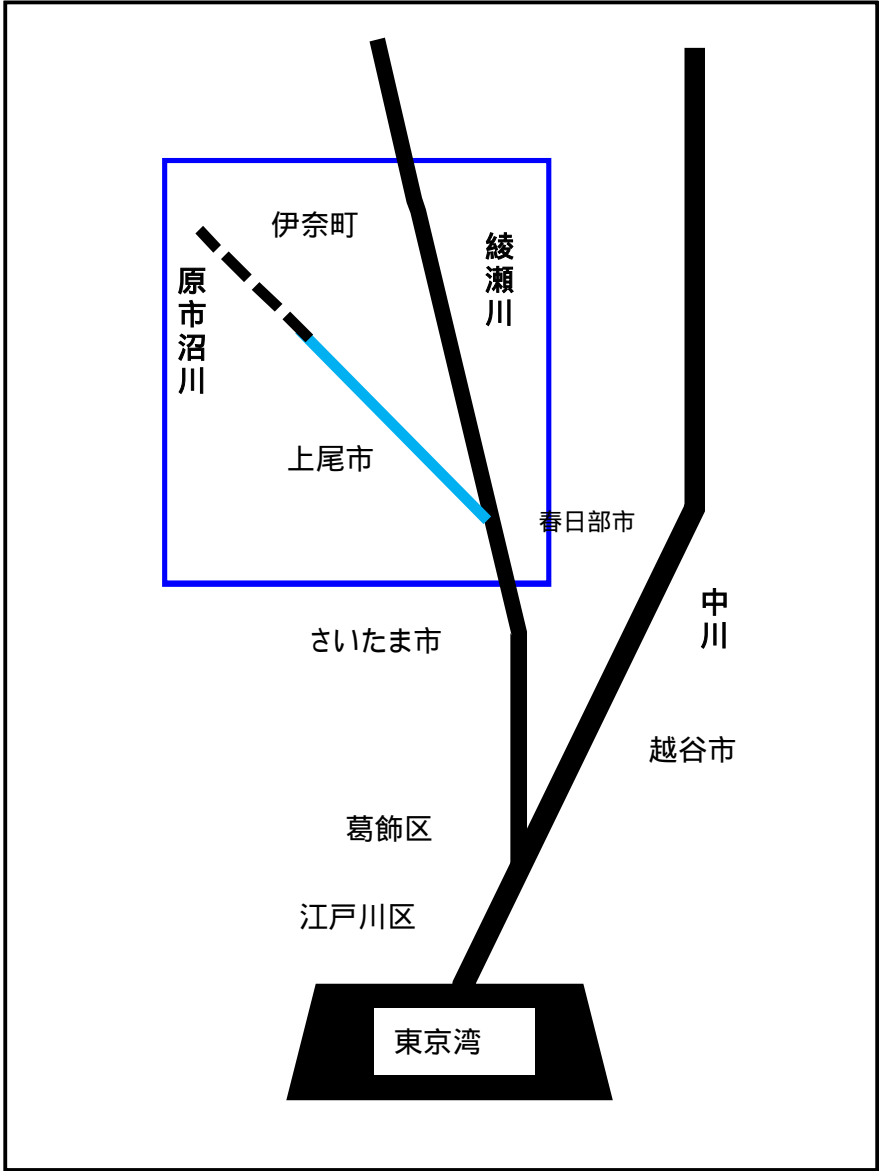
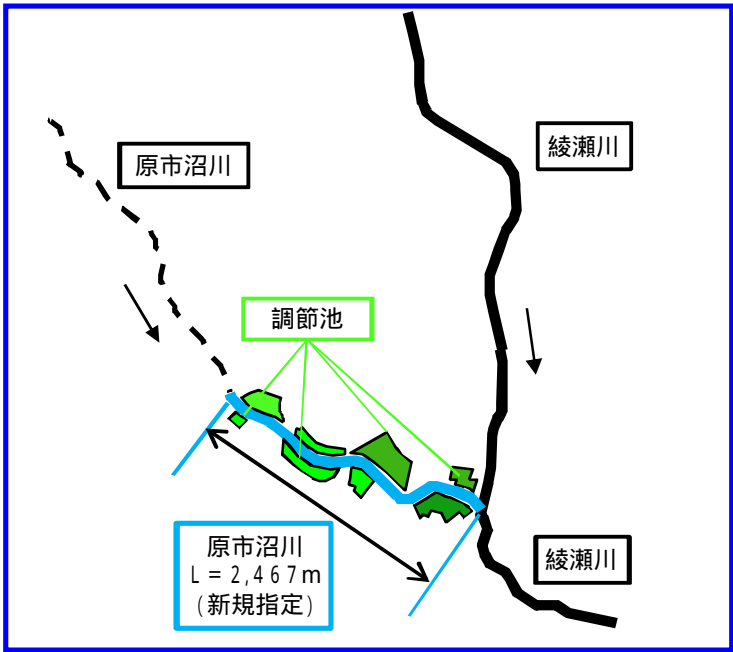


利根川水系略図（原市沼川）

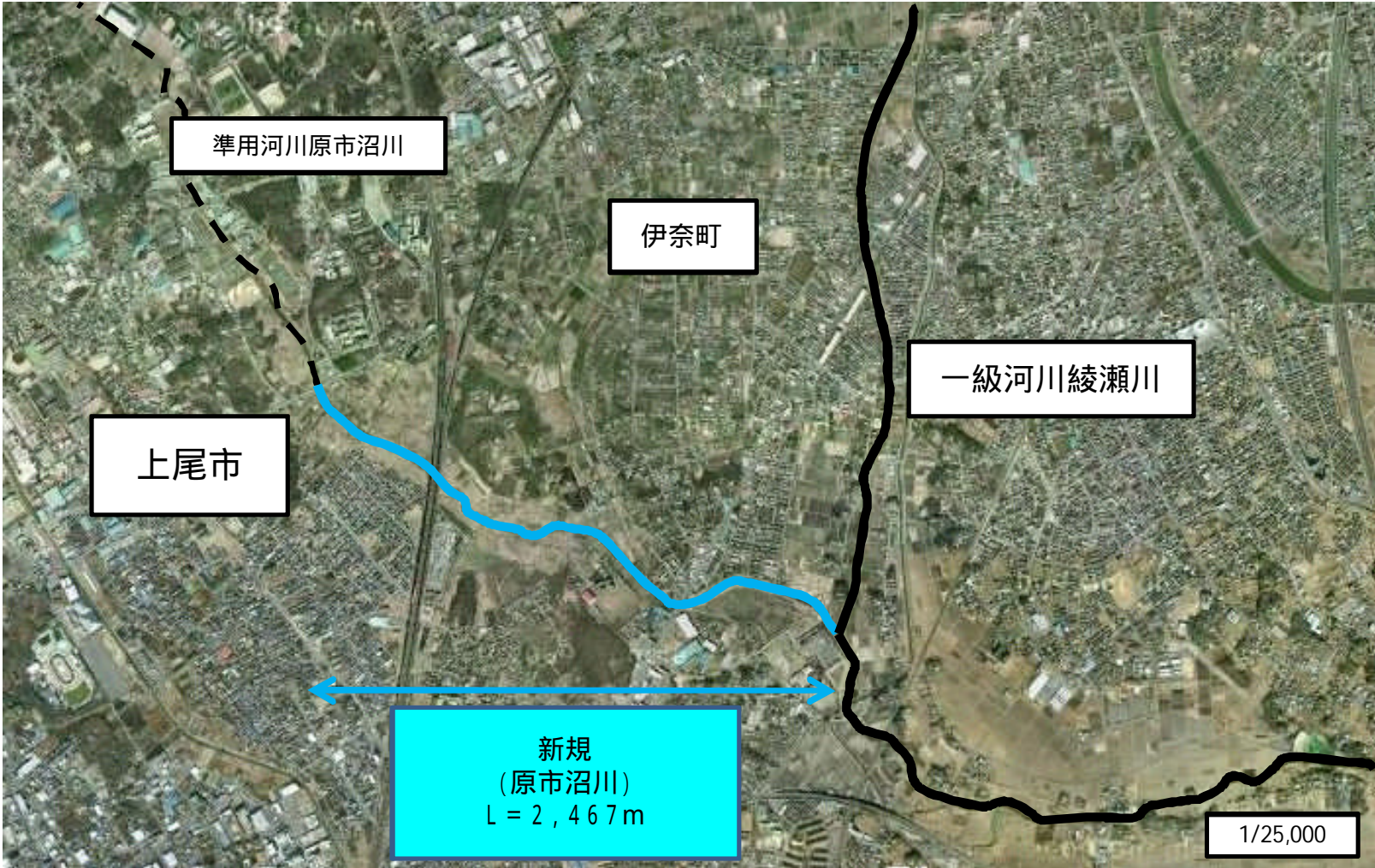
河川指定等の概要

利根川水系原市沼川は、綾瀬川に合流する準用河川である。流域内に住宅地や公共施設が多く、河川整備の重要性は高い。しかし、度々浸水被害が発生し、過去25年間で約80戸が被害を受けている。

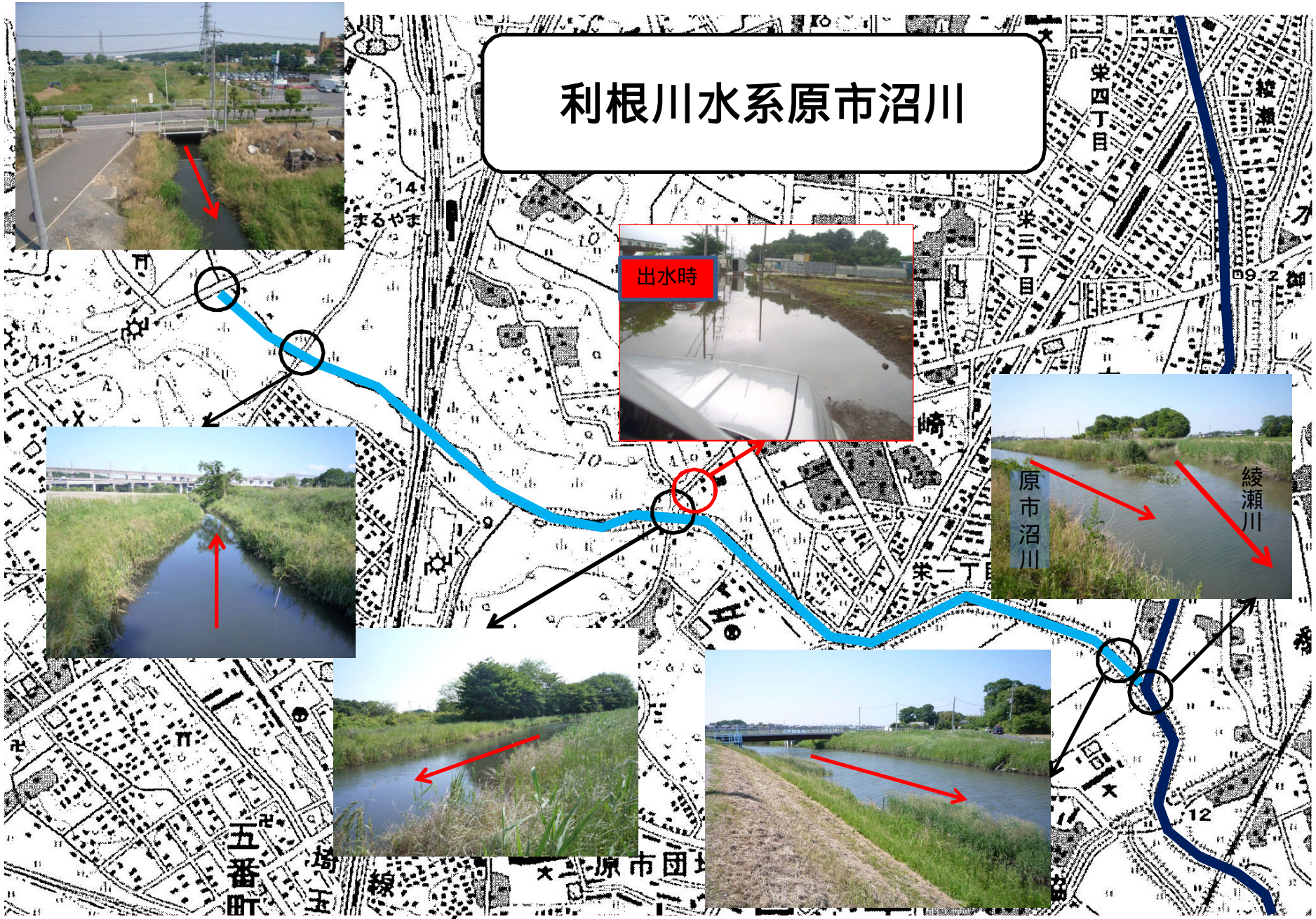
埼玉県が河道掘削・調整池整備等の河川整備を行うべく、一級河川として新規に指定するものである。



利根川水系 原市沼川位置図



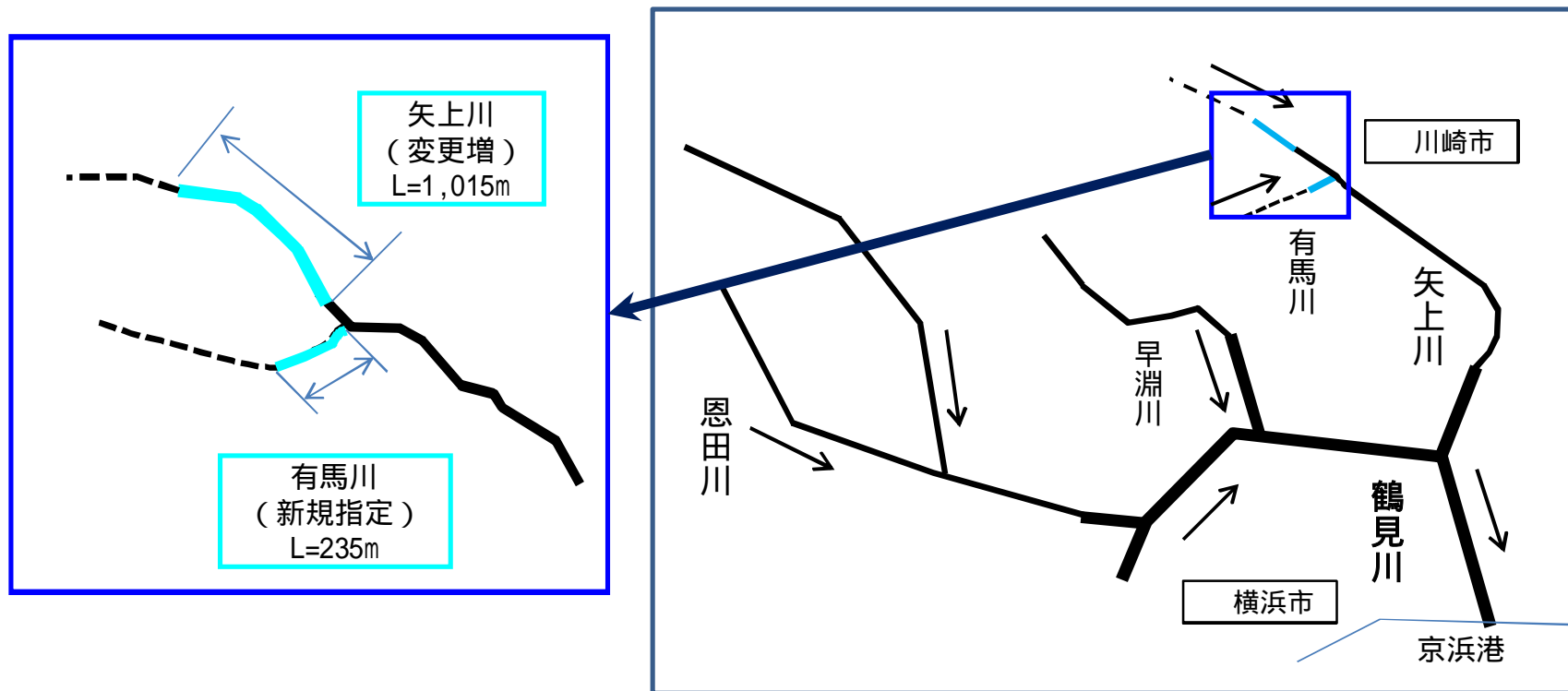
利根川水系原市沼川



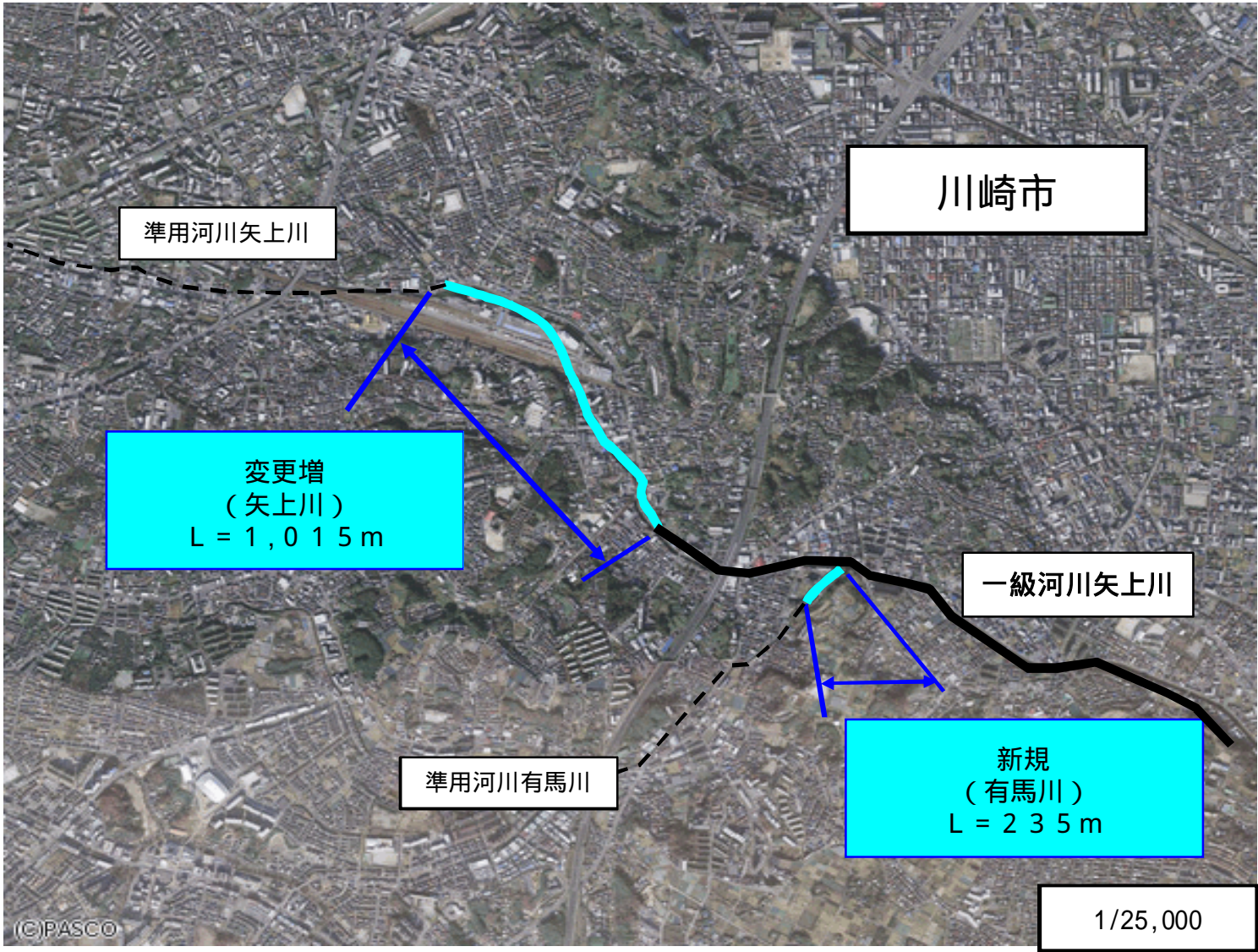
鶴見川水系略図（矢上川・有馬川）

河川指定等の概要

鶴見川水系矢上川周辺はほぼ全域が市街化されており、河川整備の重要性は高い。度々浸水被害が発生しており、過去10年間で140戸程度の浸水被害が生じている。
神奈川県が、現在の上流端よりさらに上流部と矢上川に流入する準用河川有馬川に地下調節池を建設するため、一級河川を変更増及び指定するものである。



鶴見川水系 矢上川・有馬川位置図



鶴見川水系矢上川・有馬川

矢上川

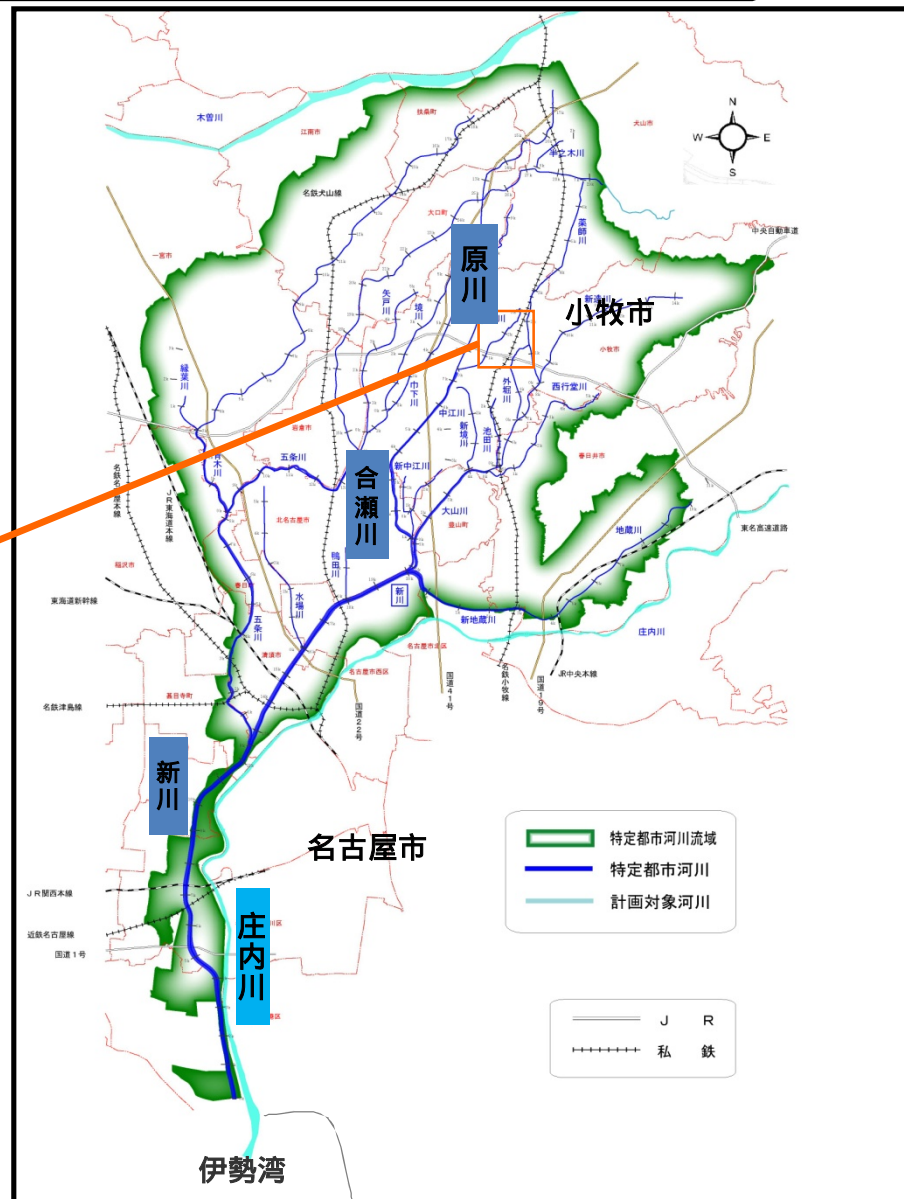
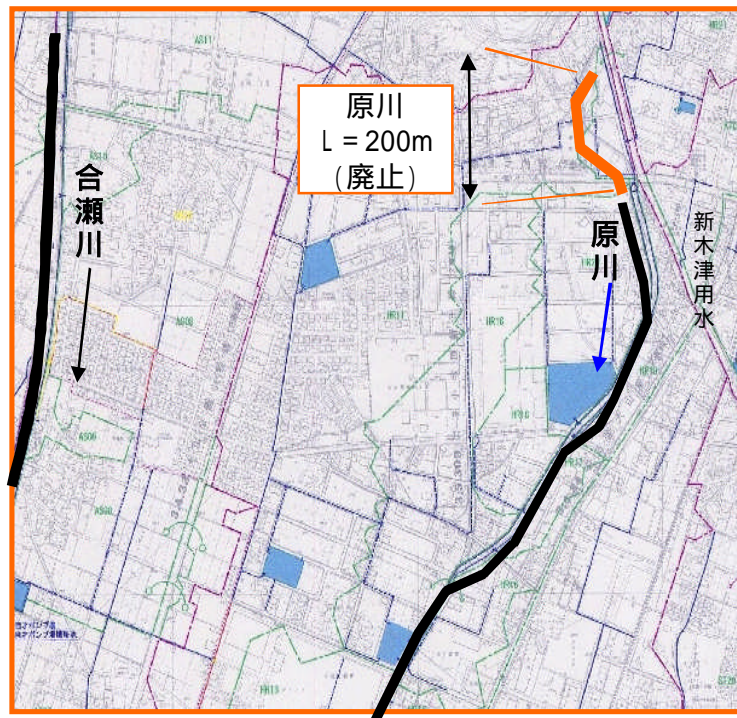
有馬川



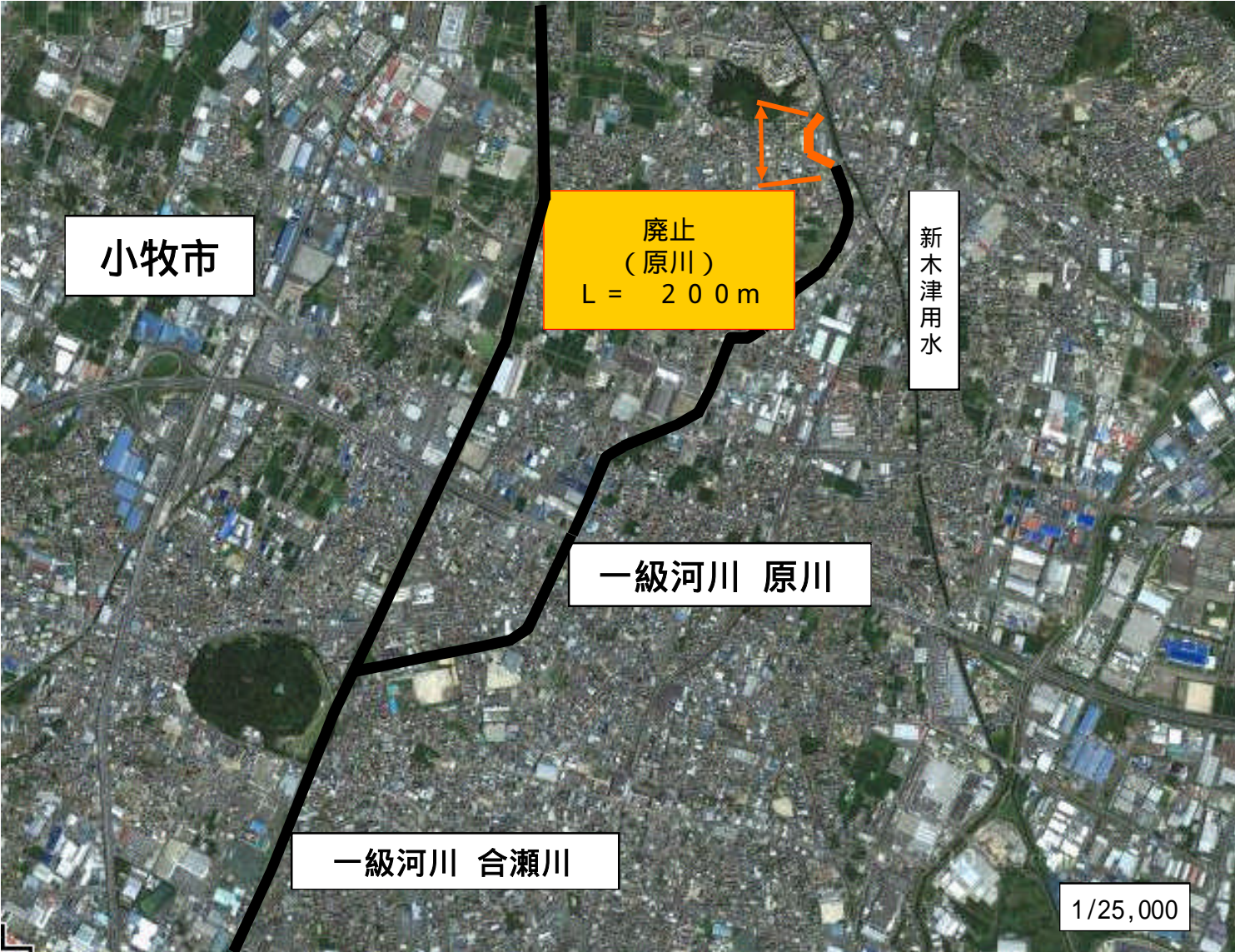
庄内川水系略図（原川）

河川指定等の概要

庄内川水系原川は、小牧市内を流下する一級河川である。
 区画整理事業により、地域の排水網が変更となり、原川の上流端から200mの区間について河川としての形態がなくなったため、一級河川を変更減するものである。



庄内川水系 原川位置図



庄内川水系原川

現況図面
— は旧河道位置



一級河川指定等告示（案）

○国土交通省告示第 号
 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。
 平成 年 月 日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

表 石狩川水系

変更	区分	名称	区	
			上流端	下流端
新	旧	十五号川	旭川市西神楽二線十五号二百七十一番二地先の鉄道橋上流端	美瑛川への合流点
原	原	十五号川	旭川市神楽町西神楽三百六十四番地先	美瑛川への合流点

表 利根川水系

指定	区分	名称	区	
			上流端	下流端
原	原	沼川	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字道下五百三十六番二地先	綾瀬川への合流点
新	新	沼川	上尾市大字平塚字下三百一番四地先	綾瀬川への合流点

表 鶴見川水系

指定	変更	区分	名称	区	
				新	旧
有	有	馬川	川崎市野川九百八十九番地先の上野川橋	鶴見川への合流点	矢上川への合流点
新	新	馬川	左岸 川崎市宮前区梶ヶ谷字宅地前千五百六番二地先 右岸 同市同区梶ヶ谷字宅地前千五百六番一地先	鶴見川への合流点	矢上川への合流点
新	新	馬川	左岸 川崎市高津区野川字中耕地三千八百五番四地先 右岸 同市同区久末字表山千九百二十三番地先	鶴見川への合流点	矢上川への合流点

表 庄内川水系

変更	区分	名称	区	
			上流端	下流端
新	新	川	小牧市大字岩崎字本田千三百十三番の五地先の観音堂橋下流端	合瀬川への合流点
原	原	川	小牧市大字岩崎字本田千三百十九番の一地先の市道暗渠下流端	合瀬川への合流点

備考
 (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 (二) 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
 二 これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のものである。